

令和 7 年度 第 1 回大阪府青少年健全育成審議会 議事概要

日 時：令和 8 年 3 月 24 日（火）10 時 30 分～12 時

場 所：大阪府新別館北館 1 階 防災活動スペース 3

出席者：伊藤委員、魚森委員、亀岡委員、小池委員、坂上委員、佐治委員、辻元委員、
積田委員、豊田委員、西川委員、西林委員、橋本委員、牧田委員、松村委員、
眞鍋委員、水谷委員、三間委員、森内委員、山内委員、山下委員（五十音順）

概 要：

【開会、新任委員紹介】

【議題 1】大阪府青少年健全育成条例の運用状況について

■資料 1 について、事務局から説明

【会長】

資料 1 は、大きく前半が青少年の健全育成に向けた社会環境の整備で、後半がインターネットの有害情報対策ということでした。

今の説明にもございましたが、今回一番大きな論点はこの資料 9 ページにあります外出規制を、この大阪府だけが年齢を区切って厳しくしていることの是非、これは大きな争点です。

これについては後ほど皆さんのご意見をお聞かせしようと思うのですが、その前に今の説明と、あるいは資料の見方を含めまして、これはどういうことだというご質問があればお受けをしたいと思います。資料全般、今の説明について、ここはどうだというようなご質問があれば、挙手を願います。

【委員】

外出規制のカラオケボックスやインターネット等、ボーリング場、ゲームセンター等とあるのですが、この中に塾は含まれないのでしょうか。結構、塾の時間が小・中学校遅い時間になっているんですけど。

【事務局】

塾については含まれません。

25 条の中で保護者は通勤通学、その他正当な理由がある場合を除いて、外出させてはならなくなるのですが、通勤通学、その他正当な理由の中に塾に通うということも含まれておりますので、塾は対象にはなっておりません。

【委員】

区分陳列状況立入調査ですけども、右端に不適切店舗数というのがありまして、これは令和 2 年から令和 6 年度まで記述していただいているのですが、ここもどんどん不適切店舗が減ってきているのですけれ

ども、令和 6 年度増えているということです。これ、店舗数でいくと、おそらくこれも本屋さんのこと指していると思うんですが、本屋さんでしたら、私の知る限りではもうご近所を含めてもう激減してると言いますか、ほとんどないぐらいの状態にもなってます。本屋さんがこれだけ減ってきている中で、この不適切店舗が増えているというのは、今まではちゃんとやってたところがまあええかみみたいな感じになってしまってるのか、その辺調査された時点でどんな感じだったのか。

【事務局】

委員にもですね、お示しいただいたとおりですね、本屋さんっていうのは非常に減ってきております。この 1 ページの、調査店舗数っていうところも、もう令和 2 年のところから比べたら少し減ってきているところもですね、廃業等が続いております、町の本屋さんっていうのが、なくなってきている状況でございます。

そういった中で、令和 2 年度とかと比べると、母数が減っているということもあって、不適切店舗数が減っている状態でありまして、令和 4 年度と 5 年度につきましては 153、152 という風な調査してるのですが、少し、令和 4 年度、5 年度は、有害図書以外のところの立ち入り調査に力を入れておりまして、その中で、調査店舗数の個数も減っているの、店舗数も少ないというふうに理解しております。

ただ、令和 6 年度の時点でも、247 店舗回らせていただいて不適切店舗数は 20 店舗ありますので、ここにつきましてはしっかりと、引き続き、しっかり指導していく必要があるという風に考えております。

【会長】

不適切店舗については、まず口頭指導を行って、それでもだめだったら文書指導すると。
それで最終的に違反はなくなっているのですか。それ以上進んだ事例はありますか。

【事務局】

それ以上進んだ事例は現時点ではございません。文書指導を行って、毎年しっかりと伺いもさせていただいて、条例の趣旨っていうのを、周知、粘り強く、府の職員の方から周知させていただいているところでございます。

その次のステップってなってくると、店舗を公表するとか、さらにその次のステップに進むと罰則ということになりますけれども、現状そこまでのステップには進んでおりませんでして、今時点では指導をしっかり行っているという現状でございます。

【委員】

僕の方から 2 点。お伺いしたいことが 1 点と、確認が 1 点なんですけども、1 点は、今の本屋さんの件とも関わるかもしれないのですが、2 ページ目の自動販売機ですね。

これは一時代においては、この自動販売機っていうのは、まさにこう青少年の、有害図書類の流通経路としては、非常に大きな部分があったと思うのですが、現状、設置箇所数とか見ると、これも当たり前ですが減ってきているというのをこれで見ただけなんですけども、実際利用状況とか利用率みたいなものっていうのは、データはないですかねというのが、1 点です。

2 点目は、最後の方の啓発活動の部分について、お伺いしたいんですけども、大阪もですね、独自にこうネット啓発活動をやられているということかと思うんですが、総務省の方で、この間の 2 月にですね、デジタルポジティブアクションという、各プラットフォーム事業者とか、ネットのサービス事業者が、いろんなリテラシーの教材出したりとか。そういうのを、審査、僕も審査員に入っていましたけども、審査をしたりして、表彰すると、そこでアワードをとった教材とかを、ウェブサイト上で一覧にしてですね、活用してもらうというような取り組みがされているのですけども、このデジタルポジティブアクションは大阪府さんの方では、すでにもちろんご承知かもしれませんが、何か、そこで出された教材とかを活用していくというご予定はあるのかというこの 2 点について、お伺いしたいと思います。

【事務局】

まず 1 点目の自動販売機の利用率につきましては、青少年は購入できませんので、青少年以外の大人が、そういう自動販売機の方をどれぐらい利用しているかという利用率について、事務局としてデータを持ち合わせているかというご質問でよろしいでしょうか。

そちらの利用率につきましては、申し訳ないですけど、我々の方では持ち合わせてはいない状況です。

大阪府の青少年健全育成条例の中では、有害図書を格納する自動販売機については、届出の義務がありまして、その台数っていうのは減少傾向にはあるところでございます。

ただ、今も存置されているところでございますし、それがあということとは一定ですね、業としても成り立つてると評価できると思いますので、引き続き一定のニーズっていうのはあるのだろうなと理解しております。

続きまして、2 点目の、委員から今、共有いただきました、デジタルアクションのウェブ教材でございますけれども、我々の方で、現時点ですね、そちらの教材、すぐに活用するという検討はしてなかったのですけれども、今、委員の方から、こういった情報もいただきましたので、我々、今、実施しておりますのは、資料で言いますと 16 ページになるんですけども、16 ページの方で、携帯電話会社さんと連携しまして、出張講座をしていただいたりとか、府警のボランティアの方ですね、これは小学生に年齢の近い大学生が、身近な講師として出前講座をしていただいているんですけども、そういったところで、いろんな形で、我々、出向く機会っていうのはございますので、その中で、今、共有いただきました、教材の活用も含めて、検討させていただきたいと考えております。

【委員】

2 点目にですね、その携帯会社だけではなくて、それこそソーシャルメディアとか、いわゆるプラットフォーム事業者が、DPA の方は、そういう教材とか取り組みを出していってらっしゃるので、現在のやっぱりインターネットの状況って、僕が子どもの頃だった、インターネットの掲示板の時代とはやっぱり全然違いますし、当然その、アルゴリズムとかですね、ソーシャルメディアのそのアーキテクチャーの問題とかですね、そういう仕組みの問題で、有害コンテンツに触れないようにしようとか、誹謗中傷をやらないようにしようっていう、有害行為をしないようにしようということだけではなくて、やっぱり仕組みを知るっていうのが、このリテラシーの上でも非常に重要になってきていますので、もし必要でしたら、そういう観点で、ご参照いただければと思った次第です。

【委員】

青少年の健全育成に向けた社会環境の整備であるので、お聞きしたいのですが、有害図書の販売については、すごい規定があるのですが、二次的な、これを処分するとか、そういうことに関しての何か決め事とかございますでしょうか。あったら教えてください。

購入された人がどういうふう to それを処分するっていう。何かそういうのがあるのでしょうか。

【事務局】

この 13 条指定有害図書を購入された大人が、その書物をどのように必要がなくなった時に処分するか。何かそういうルールとかがあるのかというご質問でしょうか。

そこについては、この条例の中では特に定め等はございません。この条例の趣旨としましては、青少年にそういった、成長していく上で有害な情報を、目に触れさせないという観点での条例でございます。青少年が購入しないような手立てを設ける条例という立て付けになっております。

【会長】

簡単なおさらいですけども、青少年の外出規制については、大阪府だけが年齢を 16 歳と 18 歳に区切っている。そのことについて、府民から厳しすぎるのじゃないかという指摘がある。

全国を見ていると、熊本が回答なかったのですが、熊本以外の全国各都道府県は、この資料を見ると一県だけがそういう規定がないんですかね。それ以外は、何らかの規定を設けてるのですが、一律に、18 歳未満ということです。

16 歳、中学生年齢ですかね、16 歳未満を厳しく時間制限、より厳しくしているということについては是非です。

事務局、大阪府の方向性としては、中学生の補導あるいは検挙人員が増えてきているという実態もあるので、今のまま維持したいということです。

それについてのご意見いただくのですが、どうして中学生が最近増えてるのか、これ急なご指名で申し訳ないですが、PTA の立場で何か、所感ございましたら。

検挙人員も増えているということは、徘徊も増えているということだと思うんですが、何かありますか。

【委員】

やはり塾の帰りとかじゃないですか。友達同士で塾行ったら、その後、コンビニに行ったりとかいうのはありうる話だと思うんです。

そこに保護者が必ず迎えに行けとは書いてないじゃないですか。その取り締まりがない限り、多分子供たちは勝手に帰ってくる。特に中学生ぐらいになってきたら、それは、十分あると思います。

なので、今年の僕の聞いた話の中では、高校受験の子供が塾に、それこそ 12 時前ぐらいまで塾に居たと、塾で勉強して帰ると、つてなると、やっぱり、それで帰ってもお巡りさんが見つけたり、補導員が見つけたら声がかかりますよね。

それがコンビニだったらまた話が変わってくるとか、少しゲームセンター空いたら寄ってみようかな、見てみようかなぐらいのただ通っただけでも、多分その時間ならアウトじゃないですか。なので、大きく子どもたちが出入りするってなったら、この時間帯は多分塾がかなりの確率で高いと思います。

【会長】

それは、今までもそうだと思うのですが、増えてるというのは何か思われるとこありますか。

【委員】

これ、警察の自慢っていうか、逆に、この全国の深夜徘徊の補導人員の 1/4 以上が大阪府が占めるということは、やっぱり大阪府警の警察官がしっかり活動をして、実際、それは塾帰りというのはしっかり聞いた上で、相当な理由があるんであれば、それは補導の対象にいたしません。

数分的な分は、統計の話なので、やっぱり保護者連絡はしっかりしてるかとか、声かけをしても、実際ちゃんと塾行ってる方もおれば、少し遊びたいっていうような、やっぱり思いっきりハメを外す者を対象に声かけて保護者に連絡して指導を促すというような活動ですので、この中も、例えば、深夜徘徊であれば、どのあたりでどういうグループが集まっているのかっていうのをうちが把握すれば、それを学校の生徒指導の先生に学警連絡会を通じて、情報共有をしたりとか、それからタバコであったり、お酒であったりというのは、本人が処罰の対象じゃないんですね、営業者であったりタバコを与えている保護者であったりっていうのが犯罪に該当するので、その部分についても、お酒を飲んでるのが、どこでお酒を飲んでいるのか、そこで年齢確認しなかったのか、誰がタバコを、どこの店がタバコ買いやすいんだかというのを、把握した段階で、その店に対して警察官がちゃんと年齢確認してるか、そういう指導もやってますので、一概に今回、若干数字が増えているというところに一喜一憂するんじゃなくて、ある一定数のそういう悪い子供もおるし、塾帰りの子供とその悪い子供同士が友達であれば当然一緒になったりも、本当に塾の友達がそのまま延長線でどこか行くというよりも、この子らは、道で会って元気かっていうような形になるので、数字でなくて、我々は、時間帯はこの条例に基づく時間帯なので、これを狭くしたり広くしたりとか、そういうのは考えてないんですけども、ある一定数は確実にそういう子どもたちがおるっていうのは、そういうスタンスでいてたらダメなんですけど、でもやっぱりいる人間をゼロにすることはもう極めて無理なので、やっぱり学校の先生であったり、そういうボランティア活動してる方に対して、我々の持っている情報をできるだけ情報を共有していただいて、その子供たちが声掛けを通じて悪いことにはまらないように、被害者にもなってもダメですし、加害者にもなってもダメという、そのスタンスは守ってますし、この条例の趣旨自体がそういう趣旨なので、警察のできることをしっかりやりたいなと考えております。

【会長】

非常に参考になるご意見だったと思います。府警本部の頑張りもさることながら、補導あるいは検挙対象になっている中学生が多いっていうのは事実でして、それを前提にですね、大阪府だけがこの年齢を二段階に区切ることの是非をご意見いただきたいと思っております。

【委員】

割と大阪府が外出制限時間帯が厳しいということなんですけれども、様々な要因が関与している可能性はあるかと思う。

社会全体がもう非常にその夜遅くまで活動するような形態になっておりますし、それから両親が働いてると夜遅くまで、もう中学生ぐらいになると両親が帰ってきていないというようなこともあるかと思うのですが、一つ、ご質問なんですけれど、先ほど、警察の方からのご返答で、その検挙率を、この時間規定の効果判定にあまり使わない方がいいんだと思ったんですけれども、一つ、その立入規制ですよ、立ち入ってはいけない時間帯っていうのを設けて、いくつかの期間で規制をしているわけなんですけれども、これ、立ち入り規制義務違反ゼロっていうのは、その立入調査の時に、これこれの年齢の子が来たら追い出してるかどうかとかっていうことを聞いているんでしょうか。

例えば掲示違反とかだったら掲示していないっていうのが、よくわかると思うんですけれども、そういった、例えばこの 16 歳未満のものが、7 時以降にこういった施設に来る、そういうケースっていうのはどれぐらいあるかっていうのはわかるんでしょうか。

一般的に、うがった見方をすると、施設の中に子どもがいる方が、深夜、どこかわからないところを徘徊するよりも、むしろ安全っていうか、親としてもゲームセンターに行ってるとか、ボーリング場に行くとか。

社会全般としても、その方が、徘徊して非行行為をしないという意味では、一概にこれを規制して追い出す方がいいのかどうかっていう問題もあるのかと思うのですが、そのあたりの実態はどうなってますでしょうか。

【事務局】

まず、立入制限の、おっしゃられたその人数ですね。どんな人数が来られているかというところにつきまして、把握したデータはございません。私も立入に行かさせていただいた際ですが実際に、7 時に行かさせていただいて、その時点で、16 歳未満の方がおられないかっていうのを、店内の中を見させていただくと合わせて、実際にお店の方にお聞きして、何歳の方が入っておられるかっていうところを確認しております、もしその時間前になってもまだおられるような時に、退室とか促してるかといったところも確認をしているような状況でございます。

実際に、現場に行かせていただいて、店舗において、居てるかどうかというのと、どのような対応されているかっていうのを確認しているような状況でございます。

【委員】

店舗数と、それから立入調査数を考えると、もう氷山の一角ですよ、見ている店舗は。

だから、こういったことをすることの、意義っていうか、成果っていうのをどういうふうに評価していくかということが検討されて、その次に、この時間帯をどうするかっていう話し合いになるのかなと思います。

【事務局】

今も委員からご意見いただいた、氷山の一角というところは、資料の 1 の 5 ページの中段の合同立入調査の中で、例えば令和 7 年度でしたら 14 店舗っていうところですので、ここで氷山の一角という形で、受け止めていただいたのだと理解しております。

その下に、少し小さくて恐縮だったんですけども、5 ページの一番下に、令和 7 年度の府の嘱託職員による調査ということで、こちらの立入調査の専門に、雇用させていただいている非常勤嘱託員が大阪府に 4 名いるんですけども、その 4 名ですね、概ね週 4 日ぐらいですね、立入調査をしておりまして、その中で、ゲームセンター、ボーリング場、カラオケ等々計 580 店舗ぐらいですね、夜間立入制限施設であれば調査させていただきまして、その中で、年齢制限の確認の仕方ですとか、オーバーした子たちについては、しっかりと、声掛けするとかそういった取組をしていただいていると確認させていただいています。

それプラスアルファで、我々、大阪府の正職員、青少年支援課の職員と府教委の職員さんと大阪府警の方で中段の合同立入調査をしています。

その中では、下の嘱託員の中で、量的な内容、量的な規模を確保しつつ、我々としても啓蒙活動も含めて立入させていただいて、違反がないことを確認させていただいているという趣旨でございます。

ご回答になっているか分からないですけども、現状させていただいている立入調査の位置付けはこういったものとなっております。

【会長】

今の委員のご意見は年齢制限することの、是非のどちらかという否定的なご意見だったと思います。むしろ店舗に居させた方がいいんじゃないかということについて何か見解ありますか。

【事務局】

委員おっしゃるとおりですね、ある意味どこに行ってるかわからないような状態に、子どもたちが居てるよりは、一定、ゲームセンター、ボーリング場、カラオケと、こういったところに居てる方が安心っていう、ご意見ですとか、保護者のお気持ちっていうのも、確かに、分かるかなと思っております。

ただ一方で、これら示している施設は、通塾、塾とか習い事の施設でなくて、いわゆる遊戯施設と評価されるところでございまして、我々がここに 7 時で規制かけているのは、帰る時間が遅くなれば、その帰り道とか、犯罪に巻き込まれるっていう可能性も十分に考えられますので、そういった被害防止という観点で設けておりますので、我々としては、青少年を守るっていう観点から、この施設に対して、この時間っていうところをしっかりと啓発していかないといけないんだろうなと考えております。

【委員】

私は、真逆と言いますか、今やっさせていただいていることが今後も継続されるべきだと思ってるんですけども、結局、ゲームセンターとかカラオケボックスとか、今、冬の時期ですけども、今は、例えばたむろするところがないければ、帰るしかないというか、どこか友達の家かもしれませんけれども、そういうところに行くだろうというのは一つ考えられるケースだと思うのですが、これ行けるとこがあると、カラオケボックス行きます、みんなでタバコ吸いますとか、余計なことにつながっていくのではないかと、ゲームセンターになりますと、ゲームセンターであれば、やはりいろんな世代のいろんな方がいますので、そこには地域の悪いリーダーみたいな者も、例えばいたりして、いろんな勧誘とか、新たな犯罪に巻き込まれていく、つながっていくということも十分に考えられますので、あえて、これを緩めていくといえますか、見直していく必要は、今の段階では私はない、必要ない

のじゃないかなと。

厳しいという意見、これは誰が言ってるのかよくわかりませんが、あえて緩めるというのは、僕は必要ないと感じております。

【委員】

親の立場と言いますか、ちょうど年齢的には私、子どもはもう大学生になってまして、今年大学1年と大学3年ですけど、高校生のあのぐらいの立場からの親からすると、18歳って、今、区切ってますけど、結局、高3で18歳になりますけど、これ制限から離れて、もうそれが自由になるっていうのは、すごく不安を感じる方でして、やっぱり制限がないっていうのは、こう16歳とか18歳と分けて、厳しくするには結論から言うと賛成です。

やっぱりそういうのが全くなくなって、別に価値観が、いろいろあると思うんですけど、時代が変われど、年齢的に18歳までっていうのはまだまだ未熟で、大人扱いはされるかもしれないんですけど、やはり親のやっぱりこう監視ではないですね、やっぱり見守る中で、そうですね、行かれる方が、やっぱりこう安全かなというか、いろんな危機があると思うんですけど、そういう方がやっぱり子供の成長が守られるのかなと感じます。

特に、さっき委員さんおっしゃってましたように、どなたがこう厳しいと言ってたか、具体的にはわかりませんが、でも、そんなに厳しくはないのじゃないかなとは思います。

【委員】

途中からすいません。私が規制を緩める方が良いて主張しているのではなく、緩めるにしろ、厳しくするにしろ、根拠が必要なんじゃないかと思いますので、なんか安心だからとか、従来はこうだからってことではなく、何か様々な要素を検討していくっていうような、そういう体制づくりが必要なんではないかと思いましたので、社会学者さんの意見とかを入れて、そういう視点も入れていただけたらと思います。

【委員】

一つ気になるのは、この保護者同伴の場合ってところなんですけども、割とね、今、両親とも働いて、子どもたちと友達、ママ友、パパ友と一緒にカラオケ行ったりっていうのがあるんですけど、この時間になったら追い出されるっていうのがよく聞く話なんです。

これ保護者同伴なのについていうところを割と保護者の方は言われるんですけど、保護者同伴なのに子供だけ帰れと。

結局ね、これ子供だけ帰れになるんです。大人はまだ歌ってきたい飲んできたいになるんで、この辺少し考え方甘いんじゃないかなと僕は思ってて。

なので、保護者同伴ならば違う時間っていう、もう少しあの繰り上げた時間とか、繰り下げた時間とかっていうのを考えた方がいいのかなと、子どもだけっていうのはやはり危険、これは理解できるんですけども、保護者がおるのについていうところを、もう少し違う目線で見てもらえたらいいのかなと思います。

【委員】

今の議論を聞いていて、思ったのは、その時間帯の議論と、もう一つ、その場所で、その立ち入るその場所の議論を、やっぱり、犯罪に巻き込まれやすいとかいう、その事象等の関連での、ある種のデータで、そういうものと結びつけて、議論された方がいいんじゃないのかなっていうのをちょっと思いました。

【会長】

議論を総括しますと、その時間を区切ること自体は、それはそれでいいとしても、それだけでは解決しないのだと。

今もおっしゃったように、時間と場所との関連性をちゃんと関連付けるとか、あるいは他の手立ての、他の部局とも連携して、ただ時間制限するじゃなくて、それ以外の施策も絡めて、青少年の健全育成に向けてやっていくんじゃないかということだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

他にまたご意見がございましたら、別途、事務局にメールでも構いませんので、お寄せいただきまして。

それらを最終受けまして、私と事務局との責任でこの結論を出していきたいと思っておりますが、今の時点では、この条例のこの佇まいについては、このままということにしたいと思います。

ご意見、自由に事務局にいただきまして、それを受けまして、また私と事務局で判断させていただきたいと思っております。

【議題 2】大阪府青少年健全育成条例改正の検討について

■ 資料 2 について、事務局から説明

【会長】

令和 5 年に刑法が大きく改正されて、その刑法の改正に合わせて、大阪府の条例もそれと整合性取れるように、かなり触ったのです。

その時の部会長がおられますので、このことの説明とご意見とお願いできたらと思います。

【委員】

刑法の性犯罪が大幅に変わりまして、皆さんご承知かと思うのですが、もともと強姦罪だったのが、2017 年に強制性交等罪になり、そしてその後、2023 年にも改正があったのですが、その時、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪というふうに大きく変わりました。

それに伴いまして、本府のこの条例に関係する部分につきまして、刑法に照らして、より良い条例にすべき点があれば改めるべきだということで、関連するものを洗い出して、必要なものについて部会を開いて議論させていただきまして、いくつか現に、条例の改正もされたわけですが、その時に挙げた論点の一つとして、今、ここで紹介させていただいておりますけども、本条例の 42 条の 2 の、児童ポルノ等に該当する写真等を送ってくれと要求する行為、要求する行為自体は、条例ではすでに処罰されているわけですが、送信送受される写真の内容、どういった画像かというところの範囲を広げるかどうかということが問題になりました。

表に書いてあるとおりなんですけど、これ非常に細かい議論で、少しわかりにくいかもしれないんですけども、表に、2ページの表に整理させていただいているとおり、現状がこの表の真ん中の部分でございまして、条例で、送ることを青少年に要求することが禁止されている。そのような文書の内容で、写真等の内容につきまして、真ん中のところが現状でございまして、それは児童ポルノ禁止法の対象、禁止の対象をそのままスライドさせているものです。

ところが、右の表にございますように、刑法の今般の改正で、送信要求する行為自体も処罰の対象になったわけですが、非常に細かいのですけども、よくよく見比べますと、条例 42 条 2 のところで、バッテンがありますけど、バッテンの部分が刑法よりも狭いのじゃないかということです。ここは精査の必要がさらにあると思うのですが、条文見る限り、狭いわけです。

具体的にその部分の刑法の趣旨ということで、左側に書いてますけども、これだけ見ても何のことか私もわからなかったんですけども、職員の方に問い合わせさせていただいて、具体的に想定されるのは、3ページの上にも少し書かれてるんですけども、3ページの上から、真ん中の少し上に米印で5つあると思うんですけども、そのところバッテンの部分で想定されているものは、性的な部位を触る行為にかかる状態でいせつなものとは、着衣のない状態で性的な部位を触り触られる状態のため、性器が隠れているケースも想定しているそうです。

見えているものについては、すでに規制の対象で問題ないのですけども、触っているがゆえに隠れて性器が見えない場合について、これを想定しているそうです。

そうだとしますと、このような場合について、現状では、条例では対象となっていないのに対して、刑法では対象になっている。このところをどうしましょうかということです。

これまでの議論と、それから昨年度の審議会での結論につきましては、先ほどもご紹介ありましたように、現状、被害の把握がなされていないということなので、あえて処罰対象に含める必要性がまずないんじゃないかと、立法事実がないんじゃないかということと、仮に、立法化するにしても、バッテンの部分が具体的に、今、一つの例があがってますけども、法務省の解釈として明らかでないというのがありまして、刑罰を用いるにあたっては、そのところは非常に重要な問題なので、もう少し必要性和、それから解釈の明確性というものが担保された上でないと、罰則を伴うので、そこは慎重に考えるべきじゃないのかというのが、これまでの議論であり、そして今回もご提案だと思うのですけども、それについて、私も賛成でございまして、むしろ教育啓発活動に力を入れることのほうが、現状ではいいんじゃないかと私は思っています。

【会長】

今の説明を聞かれて、委員ご自身も事務局のご意見に賛成だということですね。立法事実がないことと、この解釈ですね、解釈がはっきり法務省から出ていないと、それなのに罰則規定までもっていけないじゃないかというような懸念から、当面、このまま様子を見るというご意見ですが、いかがでしょうか。

事務局のご提案どおりということで、法務省の見解も注視しつつ、様子を見るということでさせてもらってよろしいございますか。ウェブの先生方もよろしいですかね。では、これについてはそのとおりにさせていただきます。

【議題３】その他（情報提供）

- 資料３及び資料４について、事務局から説明

【閉会】

【会長】

様々な施策を大阪府としてもされているわけですので、先ほどの条例のところ、委員からご意見いただきましたが、先生のご意見もしっかり受け止めて、単なる時間区分、年齢区分だけではなく、施策を総合的に進めていただいて、それぞれの施策の効果検証をしながら、青少年の健全育成に取り組んでいただきたいということは私から申し上げておきます。

本日の議題について、委員の皆様からいろいろご意見いただきました。時間の制限もあって、本当は皆様からご意見、一人少しずつでもいただきたかったのですが、全員からお聞きできなかったことを、申し訳なく思っております。委員の皆様、改めてありがとうございました。

いただいたご意見を踏まえ、大阪府においても引き続き、青少年健全育成に取り組んでいただきたいと思います。

【事務局】

これをもちまして、令和７年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。